

令和 6 年 10 月吉日

お客様 各位

山梨県民信用組合

### 「住宅取得資金に係る借入金の残高証明書」発行手数料について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 10 月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され、当組合では、お客様からお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税つきましては、インボイス通知書を発行させていただいております。今般、当組合では、お客様の更なる利便性を向上するため、「住宅取得資金に係る借入金の残高証明書」をハガキにて郵送（※1）することといたしました。なお、それに伴い、口座振替による発行手数料のインボイス記載要件を満たした「インボイス通知書」の発行を希望されるお客様は、お取引店窓口までお申し出ください。

今後も当組合は、地域の皆さまがご利用しやすい金融サービスの拡充を図ってまいります。

■山梨県民信用組合 適格請求書発行事業者番号 : T 2 0 9 0 0 0 5 0 0 0 2 6 6

（※1）連帶債務によるお借入れにつきましては、封筒により郵送いたします。

### ■フリーダイヤル

山梨県民信用組合 融資相談窓口

 0120-305-338

### ■受付時間

平日：9:00 ~ 17:15 (祝日を除く)

以上